

「大阪府砂防指定地管理条例の今後の方針」まとめ

平成26年10月16日（木）

第2回 大阪府土砂災害対策審議会

資料2

改正内容の概要

違法行為の抑止・違法行為者への対応強化を図るため、所要の改正を行う。

1 行為者への規制

① 監督処分等の公表

◆ 監督処分を行った場合に行為者の氏名等を公表：〔改正前〕公表なし

② 罰則の強化

◆ 〔改正前〕1年以下の懲役または2万円以下の罰金
⇒ 地方自治法の範囲内（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
で上限を引き上げ（要地検協議）

③ 規制の強化

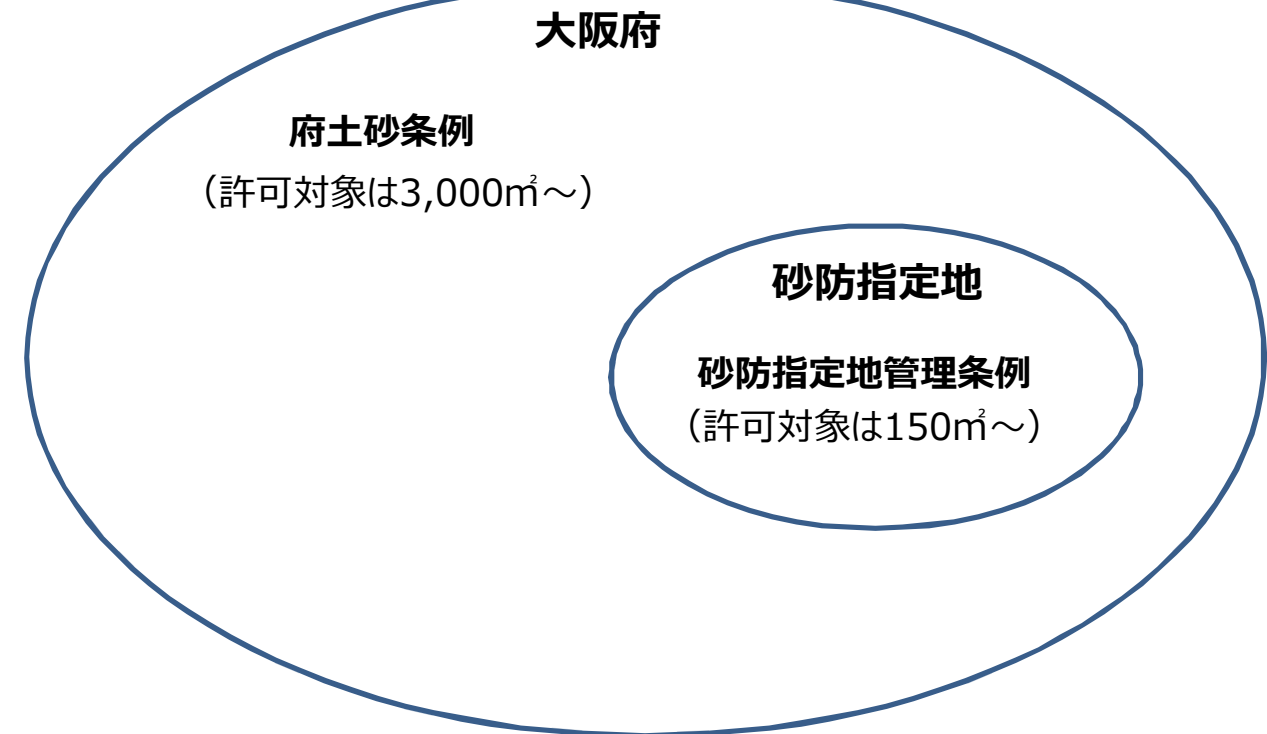
◆ 行為に係る資力審査の導入 ※規則改正により対応

2 土地所有者の義務

◆ 所有地を適正に管理する義務を規定。※努力義務
・定期的な施工状況の確認、違法行為があった場合の報告を義務付け

砂防条例と土砂条例（仮称）の規制関係

規制区域



府（市町村）土砂条例（仮称）との役割分担

◆ 法令の趣旨・目的

〔砂防条例〕治水・砂防に影響のある行為を禁止・制限（下流河川への土砂流入を防止）
〔土砂条例等〕災害の防止・生活環境の保全

◆ 対象区域

〔砂防条例〕大阪府内の砂防指定地全域：150㎡以上
〔土砂条例等〕（府）府域全域：3,000㎡以上（市町村）各市町村全域：500㎡以上

◆ 対象行為

〔砂防条例〕

- ① 宅地造成、掘削、盛土、切土（土地の形質変更）≥〔土砂条例〕埋立て、盛土、たい積
- ② 土石の採取、鉱物の採掘、これらの集積・投棄 ≥ 〔土砂条例〕埋立て、盛土、たい積
- ③ 道路等の砂防設備以外の工作物の新改築・除却 ≠ 〔土砂条例〕対象外

◆ 原則として、各条例に基づき規制（各条例に基づく許可・監督処分等）

規制行為

